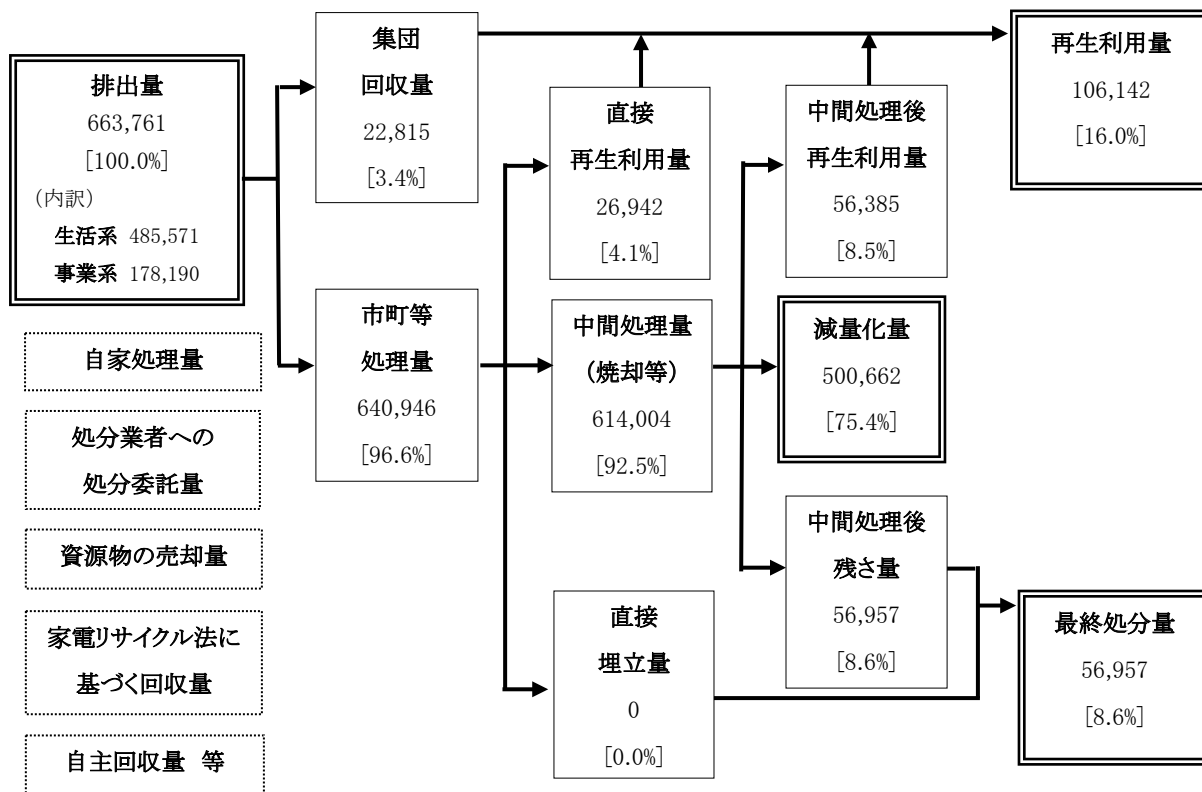


第2章 本県における廃棄物に関する現状等

1 一般廃棄物^{※3}

(1) 本県における一般廃棄物の概況（平成30（2018）年度）（図1）

- 県内では、664千t（生活系：486千t、事業系：178千t）の一般廃棄物が排出され、106千t（16.0%）が再生利用^{※14}、501千t（75.4%）が減量化、57千t（8.6%）が最終処分^{※11}されています。



(注1) []内は排出量に対する割合

(注2) 集団回収量:市町から補助金の交付等を受けた住民団体により回収された廃棄物の量

(注3) 直接再生利用量:中間処理施設を経ずに直接再生業者等に搬入された廃棄物の量(古紙、空き缶、布類等)

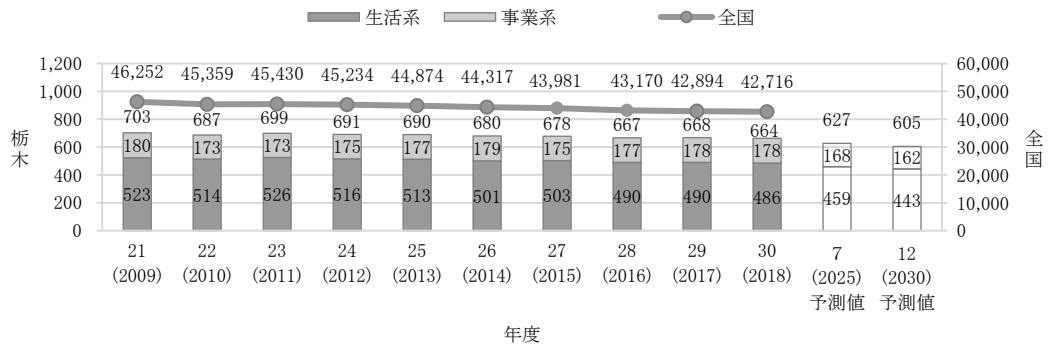
(注4) 自家処理量:生活系一般廃棄物のうち、自家用の肥料若しくは飼料として使用し、又は自らが若しくは農家等に依頼して処分している量

【図1】一般廃棄物の処理フロー（平成30（2018）年度）〔単位：t〕

(2) 県内における一般廃棄物の排出の現状等（平成30（2018）年度）

ア 一般廃棄物の排出量（図2）

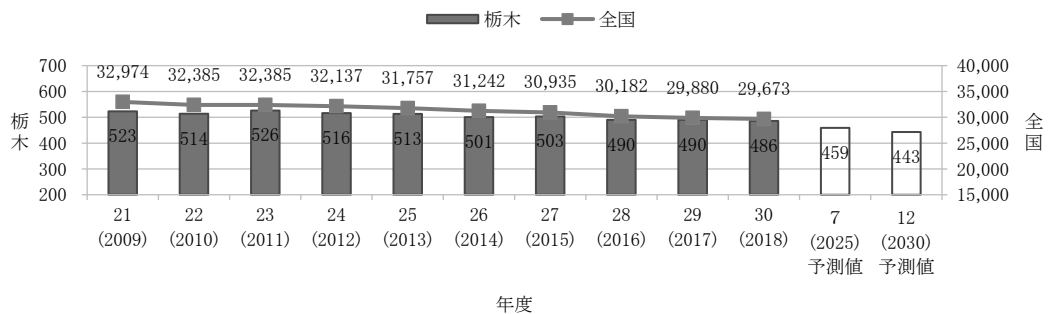
- 排出量は、前計画の基準年である平成25（2013）年度以降減少しており、基準年比3.8%減（26千t減）の664千tです。
- これまでの傾向から予測した排出量は、令和7（2025）年度において627千t（生活系：459千t、事業系：168千t）、令和12（2030）年度において605千t（生活系：443千t、事業系：162千t）です。



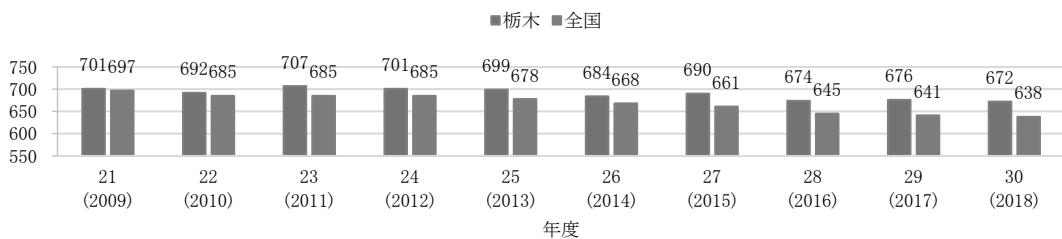
【図2】県内における一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：千t〕

イ 生活系一般廃棄物の排出量（図3～4、表1）

- 排出量は、前計画の基準年である平成25（2013）年度以降減少しており、基準年比5.3%減（27千t減）の486千tです。
- 県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量は、基準年以降減少しているものの、本県は672g/人・日と全国平均（638g/人・日）より多い状況です。
- 廃棄物の発生抑制^{※34}が期待されるごみ処理の有料化^{※10}率について、令和2（2020）年度末現在で、県内における実施市町村率は、56%です。



【図3】県内における生活系一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：千t〕



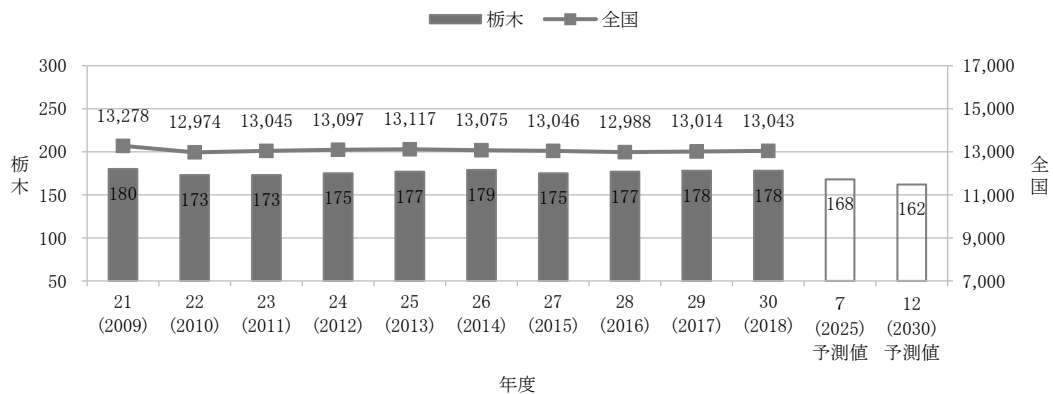
【図4】県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：g・人/日〕

【表1】市町別の県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量（平成30（2018）年度）
〔単位：g/人・日〕

順位	市町	県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物排出量	ごみ処理有料化開始年度 (生活系可燃ごみに限る。)
1	市貝町	485	昭和45(1970)年度
2	芳賀町	503	昭和45(1970)年度
3	茂木町	505	平成3(1991)年度
4	那須町	523	平成25(2013)年度
5	高根沢町	525	平成7(1995)年度
6	益子町	531	昭和45(1970)年度
7	塩谷町	542	平成7(1995)年度
8	真岡市	584	平成26(2014)年度
9	矢板市	600	平成7(1995)年度
10	さくら市	603	平成7(1995)年度
11	佐野市	626	—
12	那須塩原市	641	平成21(2009)年度
13	下野市	653	—
14	栃木市	665	—
15	大田原市	675	—
16	鹿沼市	685	平成18(2006)年度
17	小山市	688	—
18	那珂川町	699	—
19	日光市	704	平成30(2018)年度
20	宇都宮市	706	—
21	野木町	713	—
22	上三川町	733	—
23	足利市	736	平成20(2008)年度
24	那須烏山市	744	—
25	壬生町	769	—
	栃木	672	実施市町村率:56%
	全国	638	実施市町村率:64%

ウ 事業系一般廃棄物の排出量（図5）

○ 排出量は、景気動向、企業立地等の影響により増減する傾向にあり、前計画の基準年である平成25（2013）年度からおおむね横ばいで推移しており、基準年比0.6%増（1千t増）の178千tとなります。



【図5】県内における事業系一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：千t〕

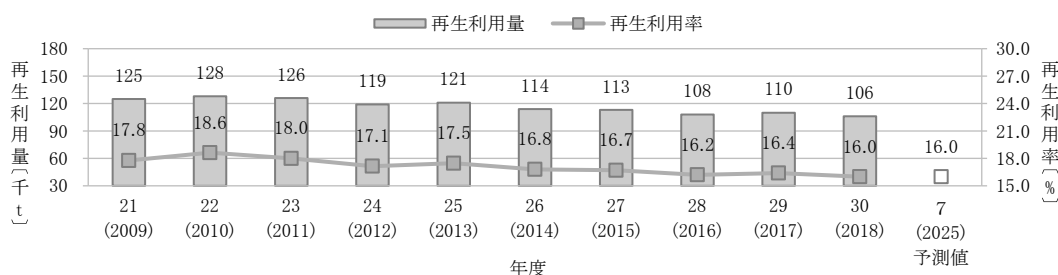
(3) 県内で排出された一般廃棄物の処理の現状等（平成 30（2018）年度）

ア 処理状況の推移（表 2、図 6～7）

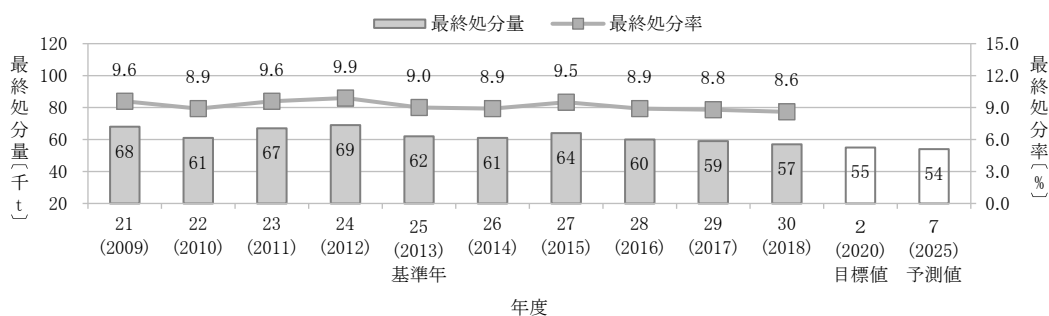
- 再生利用率は、前計画の基準年である平成 25（2013）年度以降減少しており、16.0%です。また、これまでの傾向から予測した再生利用率は、令和 7（2025）年度において、16.0%です。
- 最終処分量は、前計画の基準年である平成 25（2013）年度以降減少しており、基準年比 8.1%減（5 千 t 減）の 57 千 t となっていますが、前計画の目標値（55 千 t）は達成していない状況です。また、これまでの傾向から予測した最終処分量は、令和 7（2025）年度において、54 千 t です。

【表 2】県内で排出された一般廃棄物の処理状況の推移

年度	再生利用量[千 t]		減量化量[千 t]		最終処分量[千 t]		合計[千 t] (排出量)
		率[%]		率[%]		率[%]	
21 (2009)	125	17.8	510	72.6	68	9.6	703
22 (2010)	128	18.6	498	72.4	61	8.9	687
23 (2011)	126	18.0	506	72.4	67	9.6	699
24 (2012)	119	17.1	504	72.9	69	9.9	691
25 (2013)	121	17.5	507	73.5	62	9.0	690
26 (2014)	116	17.1	503	74.0	61	8.9	680
27 (2015)	113	16.7	502	73.9	64	9.4	679
28 (2016)	110	16.5	496	74.6	60	8.9	667
29 (2017)	110	16.4	500	74.8	59	8.8	668
30 (2018)	106	16.0	501	75.4	57	8.6	664



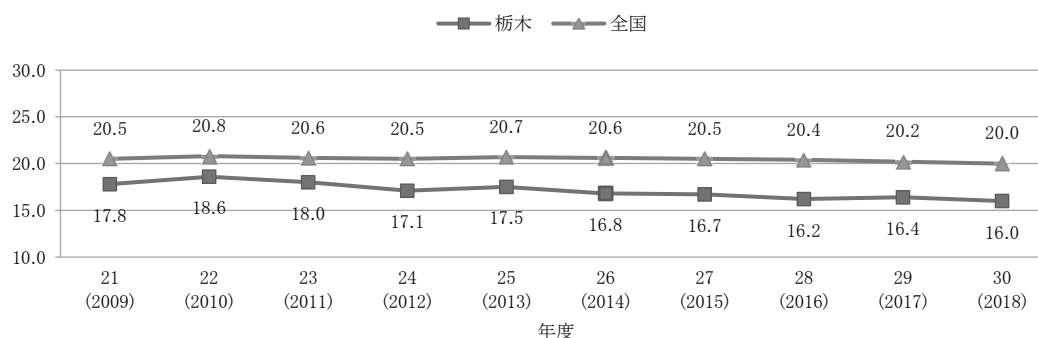
【図 6】県内で排出された一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移



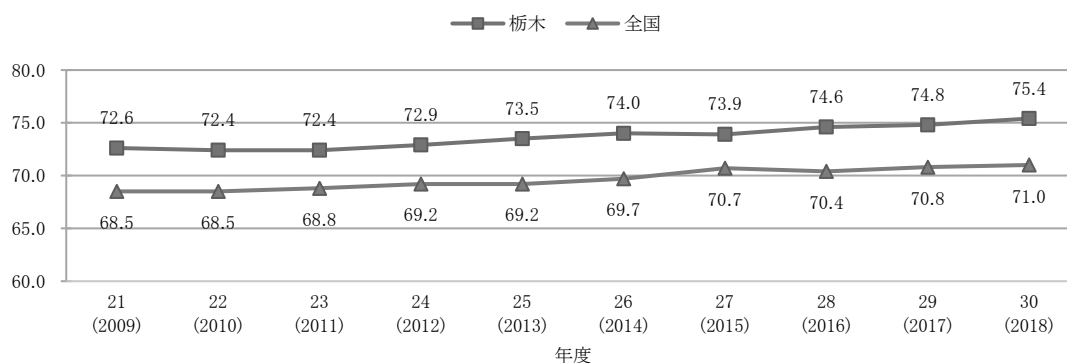
【図 7】県内で排出された一般廃棄物の最終処分量及び最終処分量の推移

イ 全国との比較（図8～10、表3）

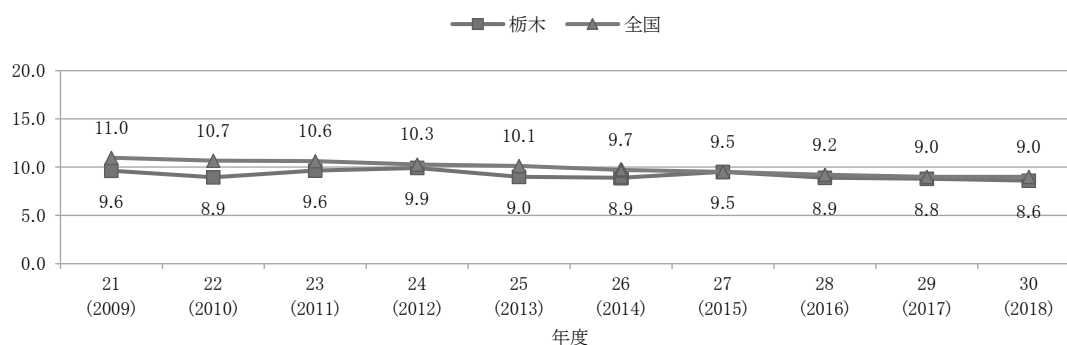
- 再生利用率（16.0%）は、全国平均（20.0%）より低いものの、減量化率（75.4%）が全国平均（71.0%）より高くなっています。また、最終処分率（8.6%）は全国平均（9.0%）より低い状況です。
- 品目別では、「セメント原料化」、「容器包装プラスチック」等の再生利用の割合が、全国平均より低くなっています。



【図8】県内で排出された一般廃棄物の再生利用率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【図9】県内で排出された一般廃棄物の減量化率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【図10】県内で排出された一般廃棄物の最終処分率の推移（全国との比較）〔単位：％〕

【表3】県内で排出された一般廃棄物の再生利用率の品目別の内訳（平成30（2018）年度）〔単位：％〕

品目	紙類	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック	プラスチック類	布類	肥料	溶融スラグ	セメント原料化	その他
栃木	7.5	0.0	0.1	2.2	1.4	0.7	0.0	0.7	0.0	0.6	0.4	1.7	0.1	0.5
全国	8.0	0.0	0.3	2.0	1.7	0.7	0.0	1.5	0.1	0.4	0.3	1.2	0.9	1.7

（4）県内の一般廃棄物処理施設の現状等

ア 市町等の一般廃棄物処理施設の状況

（ア）中間処理施設（令和2（2020）年4月1日現在）（表4）

- 焼却施設については、「栃木県ごみ処理広域化計画」に基づき10の地域ブロックを設定し、広域的整備を進めてきた結果、16施設に集約されています。
- 14の焼却施設では、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーの回収や発電が行われています。
- 市町等のリサイクル施設については、焼却施設に準じて広域的整備が進められています。

【表4】市町等の焼却施設における熱回収^{※28}の状況〔単位：施設〕

	施設数	備考
熱回収あり	14(8)	
熱利用	9(4)	冷暖房、温水プール、ビニールハウス等に利用
発電	10(10)	—
熱回収なし	2	—
合計	16	

（注1）「熱回収あり」の施設では、「熱利用」、「発電」共に実施している施設があるため、合計と内訳が一致しない。

（注2）（ ）内の数は、施設外に熱エネルギー又は電力を供給している施設の数。

（イ）最終処分場^{※12}（平成30（2018）年度）（表5～7）

- 最終処分場については、約半数に当たる12市町で保有していない状況です。
- 県内には民間の最終処分場がないことから、最終処分場を保有していない市町は、県外の最終処分場に搬出しています。
- 最終処分量に係る県外の民間最終処分場への本県の依存度（33.3％）は、全国平均（8.0％）を大きく上回っています。

【表5】市町における最終処分場の保有状況（全国との比較）

	保有している	保有していない
栃木	13市町／25市町(52%)	12市町／25市町(48%)
全国	1,446／1,741市区町村(83%)	295／1,741市区町村(17%)

【表6】市町等の最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（全国との比較）

年度末	栃木			全国	
	施設数	残余容量 〔m ³ 〕	残余年数 〔年〕	残余容量 〔千m ³ 〕	残余年数 〔年〕
21 (2009)	9	623,828	7.5	116,044	18.7
22 (2010)	9	587,360	7.8	114,458	19.3
23 (2011)	9	561,265	6.8	111,346	18.9
24 (2012)	9	524,634	6.2	112,255	19.7
25 (2013)	8	489,218	6.4	107,410	19.3
26 (2014)	9	455,615	6.1	105,824	20.1
27 (2015)	9	373,646	4.8	104,044	20.4
28 (2016)	9	338,316	4.6	99,963	20.5
29 (2017)	8	307,438	4.3	102,873	21.8
30 (2018)	8	261,313	3.7	101,341	21.6

(注1) 残余年数＝当該年度末における残余容量÷(当該年度における最終処分量÷埋立ごみ比重 0.8163)

(注2) 施設によっては、地元住民との協定等に基づく稼働期限があるため、残余容量が必ずしも埋立可能容量とはならない場合がある。

【表7】全国における当該都道府県外の民間最終処分場への依存度〔単位：％〕

順位	1位	2位	3位	3位	5位	全国平均
都道府県	埼玉県	山梨県	栃木県	高知県	長野県	
依存度	56.0	45.0	33.3	33.3	32.0	8.0

(注) 依存度＝当該都道府県外の民間最終処分場への搬出量÷当該都道府県における最終処分量の合計

イ 民間の一般廃棄物処理施設の状況（令和2（2020）年4月現在）（表8）

- 県内には、令和2（2020）年4月現在で、民間の一般廃棄物処理施設が43施設あり、焼却、焼却残さの熔融スラグ^{※38}化、容器包装等の再生利用等が行われています。

【表8】県内における民間の一般廃棄物処理施設の設置状況

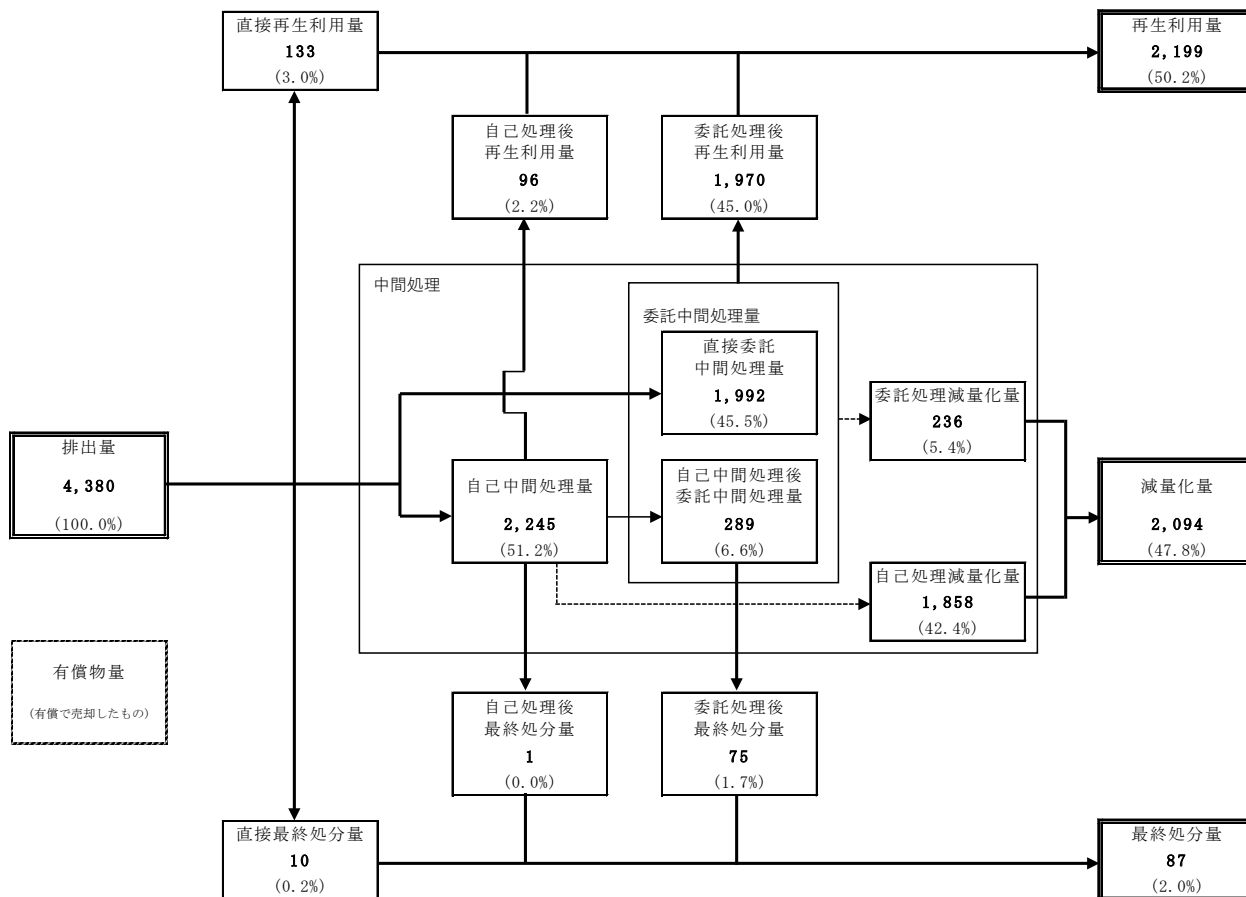
	焼却施設 (熔融施設を含む。)	粗大ごみ処理施設・ 資源化等を行う施設等	合計
施設数 〔施設〕	4	39	43
処理能力 〔t/日〕	431	3,597	4,028

(注) 廃棄物処理法に基づく許可施設及び届出施設に限る。

2 産業廃棄物※16

(1) 本県における産業廃棄物の概況（平成 30（2018）年度）（図 11）

- 県内では 4,380 千 t の産業廃棄物が排出され、2,199 千 t（50.2%）が再生利用、2,094 千 t（47.8%）が減量化、87 千 t（2.0%）が最終処分されています。

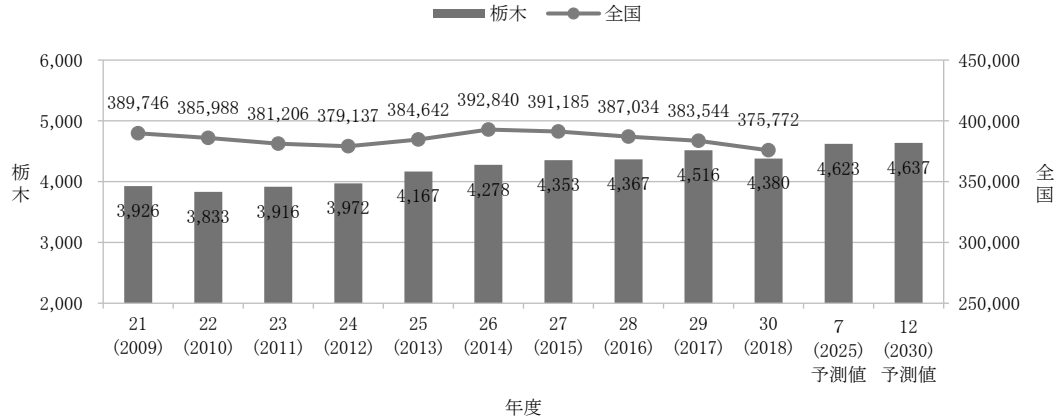


(注) ()内は排出量に対する割合

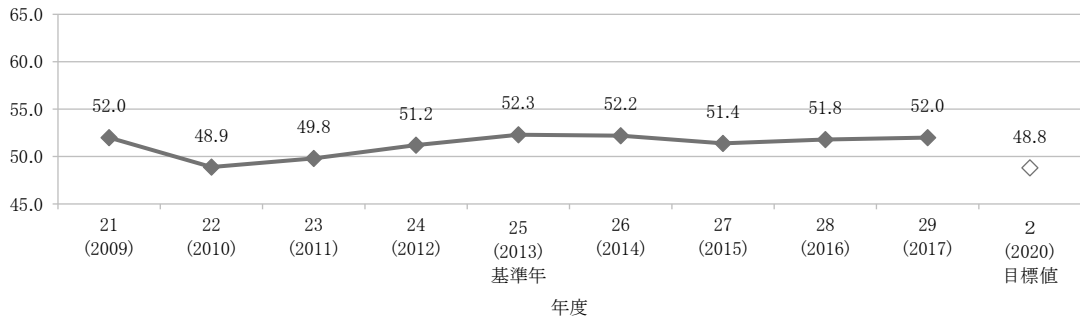
【図 11】産業廃棄物の処理フロー（平成 30（2018）年度）〔単位：千 t〕

(2) 県内における産業廃棄物の排出の現状等（平成 30（2018）年度）（図 12～13、表 9～10）

- 排出量は、景気動向、企業立地等の影響により増減する傾向にあり、平成 23（2011）年度以降は好景気の動向を受けて増加しており、前計画の基準年である平成 25（2013）年度比 5.1%増（213 千 t 増）の 4,380 千 t です。
- これまでの傾向から予測した排出量は、令和 7（2025）年度において 4,623 千 t、令和 12（2030）年度において 4,637 千 t です。
- 県内の産業による生産額（実質）1 億円当たりの産業廃棄物の排出量は、前計画の基準年である平成 25（2013）年度以降減少しており、基準年比 0.6%減（0.3t 減）の 52.0t/億円となっていますが、前計画の目標値（48.8t/億円）は達成していない状況です。
- 品目別の排出量では、汚泥が 46.3%（2,026 千 t）を占め、業種別での排出量では、製造業が 36.3%（1,592 千 t）を占めています。



【図 12】 県内における産業廃棄物の排出量の推移〔単位：千 t〕



(注1) 県内の産業による生産額(実質)：県内総生産(実質)のうち産業によるもの(農林水産業及び鉱業によるものを除く。)

(注2) 前計画策定後、県民経済計算における県内総生産の推計方法改定に伴い、過年度の数値及び目標値を再設定

【図 13】 県内の産業による生産額（実質） 1 億円当たりの産業廃棄物の排出量の推移〔単位：t/億円〕

【表 9】 県内における産業廃棄物の品目別の排出量の推移〔単位：千 t〕

年度	汚泥	がれき類	鋳さい	木くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	金属くず	その他	合計
21 (2009)	1,687	850	255	172	101	185	147	529	3,926
22 (2010)	1,649	777	323	153	105	165	158	504	3,833
23 (2011)	1,661	876	337	169	115	198	120	440	3,916
24 (2012)	1,727	950	316	158	110	178	94	440	3,972
25 (2013)	1,932	974	339	163	161	122	117	360	4,167
26 (2014)	1,977	986	354	173	169	135	122	362	4,278
27 (2015)	2,018	1,074	314	179	165	134	117	353	4,353
28 (2016)	2,027	1,087	315	177	154	132	120	356	4,367
29 (2017)	2,034	1,185	316	188	156	138	123	375	4,516
30 (2018)	2,026	1,011	335	172	186	154	30	466	4,380

【表 10】県内における産業廃棄物の業種別の排出量の推移〔単位：千 t〕

年度	製造業	建設業	電気・ガス・ 水道業	その他	合計
21 (2009)	1,579	1,062	1,087	198	3,926
22 (2010)	1,663	953	1,029	188	3,833
23 (2011)	1,589	1,106	1,049	171	3,916
24 (2012)	1,514	1,141	1,124	194	3,972
25 (2013)	1,585	1,154	1,215	214	4,167
26 (2014)	1,682	1,177	1,209	210	4,278
27 (2015)	1,662	1,285	1,208	198	4,353
28 (2016)	1,678	1,293	1,222	174	4,367
29 (2017)	1,693	1,410	1,231	182	4,516
30 (2018)	1,592	1,211	1,277	300	4,380

(3) 県内で排出された産業廃棄物の処理の現状等（平成 30（2018）年度）

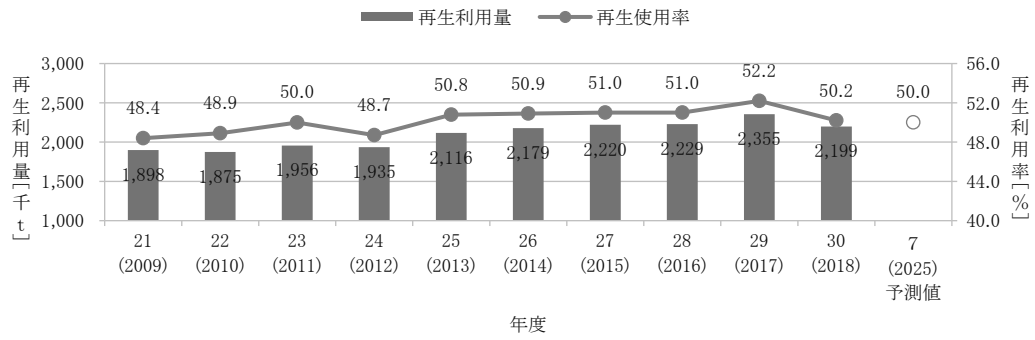
ア 処理状況の推移（表 11、図 14～18）

- 再生利用率は、前計画の基準年である平成 25（2013）年度と比較し減少しており、50.2%です。また、これまでの傾向から予測した再生利用率は、令和 7（2025）年度において 50.0%です。
- 最終処分量は、前計画の基準年である平成 25（2013）年度以降減少しており、基準年比 2.2%減（2 千 t 減）の 87 千 t となっており、前計画の目標値を達成していません。また、これまでの傾向から予測した最終処分量は、令和 7（2025）年度において、92 千 t です。
- 再生利用率（50.2%）は全国平均（52.5%）より低いものの、減量化率（47.8%）が全国平均（45.1%）より高くなっています。また、最終処分率（2.0%）は全国平均（2.4%）より低く抑えられています。

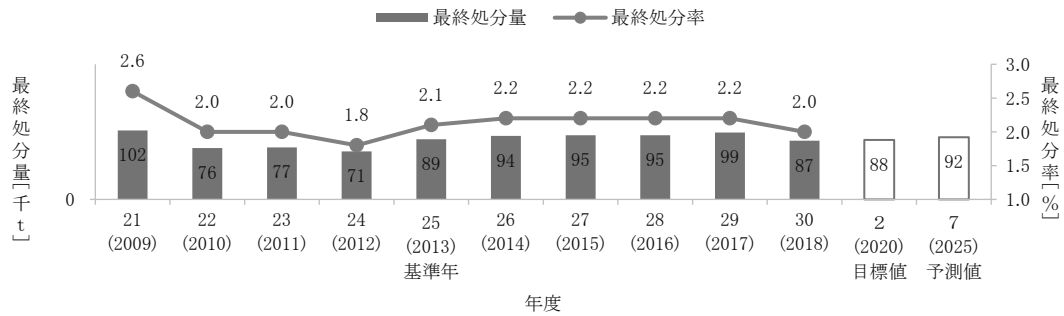
【表 11】県内で排出された産業廃棄物の処理状況の推移

年度	再生利用量〔千t〕		減量化量〔千t〕		最終処分量〔千t〕		保管量〔千t〕		合計 〔千t〕
		率[%]		率[%]		率[%]		率[%]	
21 (2009)	1,898	48.4	1,926	49.0	102	2.6	0	0.0	3,926
22 (2010)	1,875	48.9	1,882	49.1	76	2.0	0	0.0	3,833
23 (2011)	1,956	50.0	1,880	48.0	77	2.0	2	0.1	3,916
24 (2012)	1,935	48.7	1,965	49.5	71	1.8	2	0.0	3,972
25 (2013)	2,116	50.8	1,959	47.0	89	2.1	3	0.1	4,167
26 (2014)	2,179	50.9	2,004	46.8	94	2.2	0	0.0	4,278
27 (2015)	2,220	51.0	2,038	46.8	95	2.2	0	0.0	4,353
28 (2016)	2,229	51.0	2,043	46.8	95	2.2	0	0.0	4,367
29 (2017)	2,355	52.2	2,061	45.6	99	2.2	0	0.0	4,516
30 (2018)	2,199	50.2	2,094	47.8	87	2.0	0	0.0	4,380

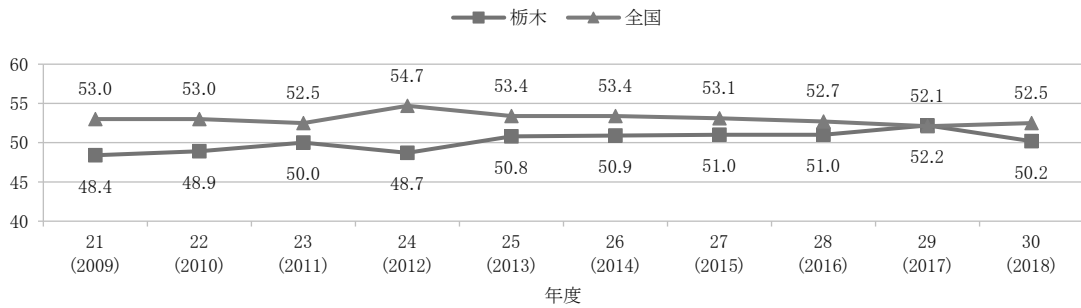
(注) 保管量: 廃棄物中の放射能濃度が高いなどの理由により保管されている量



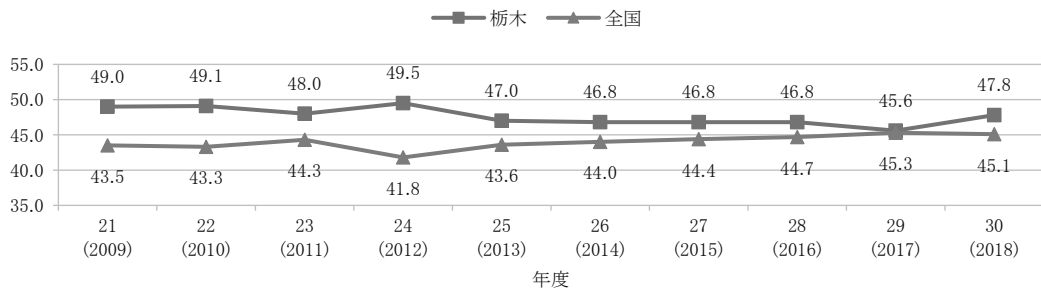
【図 14】 県内で排出された産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移



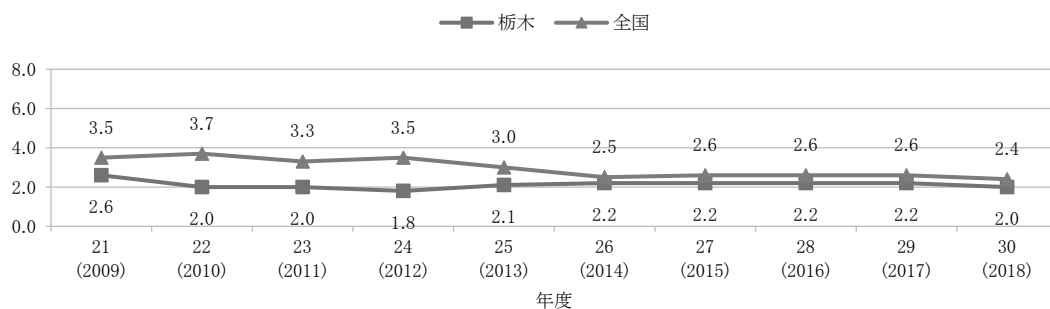
【図 15】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移



【図 16】 県内で排出された産業廃棄物の再生利用率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【図 17】 県内で排出された産業廃棄物の減量化率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【図 18】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分率の推移（全国との比較）〔単位：％〕

イ 品目別の処理状況（表 12）

- 品目別で排出量の最も多い汚泥については、減量化率（94.1％）が非常に高く、再生利用率（5.4％）及び最終処分率（0.5％）は低くなっています。
- がれき類、鉱さい及び金属くずは、減量化率が低く、再生利用率は高くなっているのに対し、廃プラスチック類及び木くずは、減量化率が高く、再生利用率は低く、また、ガラス陶磁器くず及び廃プラスチック類は、最終処分率が高い状況です。

【表 12】 県内で排出された産業廃棄物の品目別処理状況（平成 30（2018）年度）

	再生利用量 〔千t〕		減量化量 〔千t〕		最終処分量 〔千t〕		合計〔千t〕 (排出量)
	率〔%〕	率〔%〕	率〔%〕	率〔%〕			
汚泥	109	5.4	1,906	94.1	11	0.5	2,026
がれき類	1,000	98.9	0	0.0	11	1.1	1,011
鉱さい	331	98.9	0	0.0	4	1.1	335
木くず	126	73.3	43	25.1	3	1.6	172
廃プラスチック類	147	78.7	25	13.2	15	8.0	186
ガラス陶磁器くず	130	84.3	0	0.0	24	15.6	154
金属くず	30	97.3	0	0.0	1	2.7	30
その他	327	70.3	120	25.8	18	3.9	465
合計	2,199	50.2	2,094	47.8	87	2.0	4,380

ウ 中間処理^{※25}の状況（表 13）

- 産業廃棄物の中間処理については、脱水及び破碎によるものが多く、全体の 78.4% を占めています。

【表 13】県内で排出された産業廃棄物の中間処理の状況（平成 30（2018）年度）

	自社処理〔千t〕		委託（県内）〔千t〕		委託（県外）〔千t〕		合計 〔千t〕
		割合〔%〕		割合〔%〕		割合〔%〕	
脱水	2,036	98.3	17	0.8	17	0.8	2,070
破碎	143	9.7	1,196	81.0	137	9.3	1,477
焼却	27	11.5	108	46.9	96	41.7	231
焼成	0	0.0	205	75.0	68	25.0	274
金属（鉄）回収	1	16.4	3	72.0	1	11.6	5
堆肥化	0	0.0	138	84.5	25	15.5	164
乾燥	17	43.7	17	45.1	4	11.2	39
中和	0	0.0	22	36.0	39	64.0	61
油水分離	0	0.1	13	44.2	16	55.8	28
非鉄金属回収	0	0.0	1	4.5	23	95.5	24
圧縮	1	10.0	3	37.7	4	52.3	8
切断	0	2.7	2	42.2	3	55.1	5
その他	20	14.6	58	41.9	61	43.5	139
合計	2,245	49.6	1,785	39.4	495	10.9	4,525

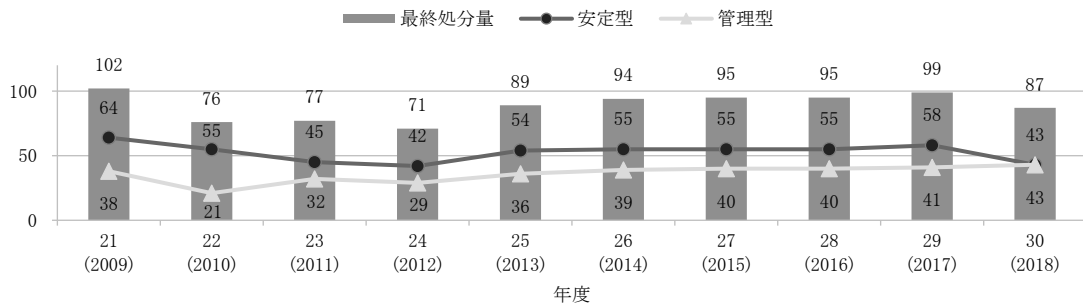
（注）自動車リサイクル法に基づく使用済自動車は、通常の産業廃棄物と処理体系が異なるため、集計対象に含めていない。

エ 最終処分の状況（表 14、図 19）

- 安定型最終処分場^{※1}に埋め立てることができるもの（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず及びがれき類であって、有害物質が含まれる自動車破碎物等を除く。）については、その 82.8%が県内で最終処分されています。
- 県内には管理型最終処分場^{※9}がないことから、管理型最終処分場に埋め立てる必要があるものについては、その全量を県外に搬出しています。

【表 14】県内で排出された産業廃棄物の最終処分量の状況（平成 30（2018）年度）

	県内処理〔千t〕		県外処理〔千t〕		合計 〔千t〕
		割合〔%〕		割合〔%〕	
安定型	36	82.8	7	17.2	43
管理型	—	—	43	100.0	43
合計	36	41.4	51	58.6	87



【図 19】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分量の推移 [単位：千 t]

(4) 県内の産業廃棄物処理施設の現状等

ア 産業廃棄物処理施設の状況

(ア) 中間処理施設 (令和 2 (2020) 年 4 月現在) (表 15~17、図 20)

- 中間処理施設が 463 施設あり、そのうち 25 施設は排出事業者が設置した施設、438 施設は処分業者が設置した施設となっています。
- 種類別では、破碎・切断施設が 270 施設で最も多く、次いで圧縮・減容施設が 47 施設、焼却施設が 28 施設となっています。
- 14 の焼却施設では、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーの回収や発電が行われています。
- 平成 30 (2018) 年度には、県内の中間処理業者により 5,017 千 t の産業廃棄物が処理されており、品目別では、がれき類、ガラス陶磁器くずが多く、全体の 58.1% を占めています。
- 平成 30 (2018) 年度に県内の中間処理業者により処理された産業廃棄物は、県内で排出されたものと県外で排出されたものの割合がおおむね同程度となっています。

【表 15】 県内における中間処理施設の設置状況 (令和 2 (2020) 年 4 月現在)

	排出事業者		処分業者		合計	
	施設数 〔施設〕	処理能力 〔t/日〕	施設数 〔施設〕	処理能力 〔t/日〕	施設数 〔施設〕	処理能力 〔t/日〕
焼却	7	142	21	991	28	1,133
溶融・焼成	-	-	10	3,926	10	3,926
脱水・乾燥	4	456	15	1,103	19	1,559
油水分離・ろ過	1	32	6	959	7	991
中和	-	-	8	1,606	8	1,606
破碎・切断	11	1,367	259	71,890	270	73,257
堆肥化	-	-	19	1,869	19	1,869
固形化	-	-	8	1,212	8	1,212
圧縮・減容	-	-	47	3,113	47	3,113
その他	2	5	45	6,097	47	6,102
合計	25 (5.4%)	-	438 (94.6%)	-	463 (100.0%)	-

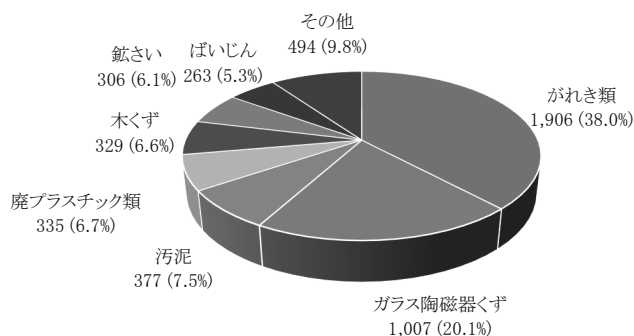
(注1) 排出事業者が設置した施設数は廃棄物処理法に基づく許可施設に限り、処分業者が設置した施設数は許可施設以外の施設を含む。

【表 16】 県内の焼却施設における熱回収の状況（平成 31（2019）年 4 月現在）〔単位：施設〕

	排出事業者	処分業者	合計	備考
熱回収あり	7(0)	7(2)	14(2)	
熱利用	6(0)	2(0)	8(0)	冷暖房、原材料の乾燥処理等に利用
発電	1(0)	6(2)	7(2)	—
熱回収なし	0	14	14	—

(注1) 「熱回収あり」の施設では、「熱利用」、「発電」共に実施している施設があるため、合計と内訳が一致しない。

(注2) ()内の数は、施設外に熱エネルギー又は電力を供給している施設の数である。



【図 20】 県内の中間処理業者による処理状況（平成 30（2018）年度）〔単位：千 t〕

【表 17】 県内の中間処理業者による処理状況の推移

年度	県内排出〔千 t〕		県外排出〔千 t〕		合計〔千 t〕
		割合〔%〕		割合〔%〕	
21 (2009)	1,940	55.6	1,548	44.4	3,488
22 (2010)	1,964	53.7	1,691	46.3	3,655
23 (2011)	2,521	56.2	1,964	43.8	4,485
24 (2012)	2,082	53.5	1,813	46.5	3,896
25 (2013)	2,259	48.5	2,396	51.5	4,656
26 (2014)	2,180	47.4	2,423	52.6	4,603
27 (2015)	2,313	48.8	2,428	51.2	4,741
28 (2016)	2,202	47.0	2,486	53.0	4,688
29 (2017)	2,360	48.5	2,505	51.5	4,866
30 (2018)	2,428	48.4	2,589	51.6	5,017

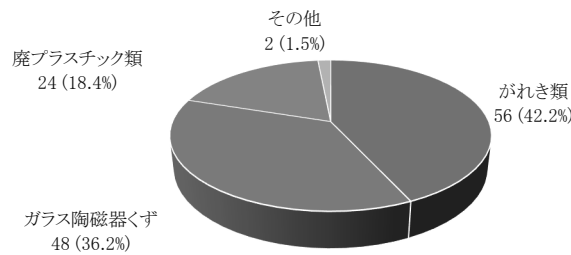
(イ) 最終処分場（表 18～19、図 21）

- 令和元（2019）年度末時点で、安定型最終処分場が 12 施設あり、そのうち 11 施設が県北地域に集中しています。（宇都宮市：1 施設、那須塩原市：8 施設、那須町：3 施設）また、残余年数は、平成 30（2018）年度末現在で 9.5 年です。
- 平成 30（2018）年度には、県内の最終処分業者により 133 千 t の産業廃棄物が処理されており、県外で排出されたものの割合は 44.9%です。
- 管理型最終処分場は、県内に設置されていない状況です。

【表 18】 県内における安定型最終処分場の設置状況の推移

年度末	施設数〔施設〕	残余容量〔千m ³ 〕	残余年数〔年〕
21 (2009)	15	2,410	12.4
22 (2010)	14	2,118	8.2
23 (2011)	14	1,822	7.2
24 (2012)	11	1,573	7.6
25 (2013)	11	1,356	7.3
26 (2014)	11	1,176	7.8
27 (2015)	11	1,025	8.9
28 (2016)	11	827	8.1
29 (2017)	12	1,452	12.4
30 (2018)	12	1,262	9.5

(注1) 残余年数＝当該年度末における残余容量÷当該年度における最終処分量
 (注2) 全て処分業者が設置した施設



【図 21】 県内の最終処分業者による処理状況 (平成 30 (2018) 年度) [単位: 千 t]

【表 19】 県内の最終処分業者による処理状況の推移

年度	県内排出〔千 t〕		県外排出〔千 t〕		合計〔千 t〕
	数量	割合〔%〕	数量	割合〔%〕	
21 (2009)	76	39.2	118	60.8	194
22 (2010)	133	51.6	125	48.4	258
23 (2011)	127	50.4	125	49.6	253
24 (2012)	100	48.1	108	51.9	208
25 (2013)	101	54.3	85	45.7	186
26 (2014)	78	51.7	73	48.3	151
27 (2015)	62	53.8	53	46.2	115
28 (2016)	65	60.2	43	39.8	108
29 (2017)	71	60.5	46	39.5	117
30 (2018)	73	55.1	60	44.9	133

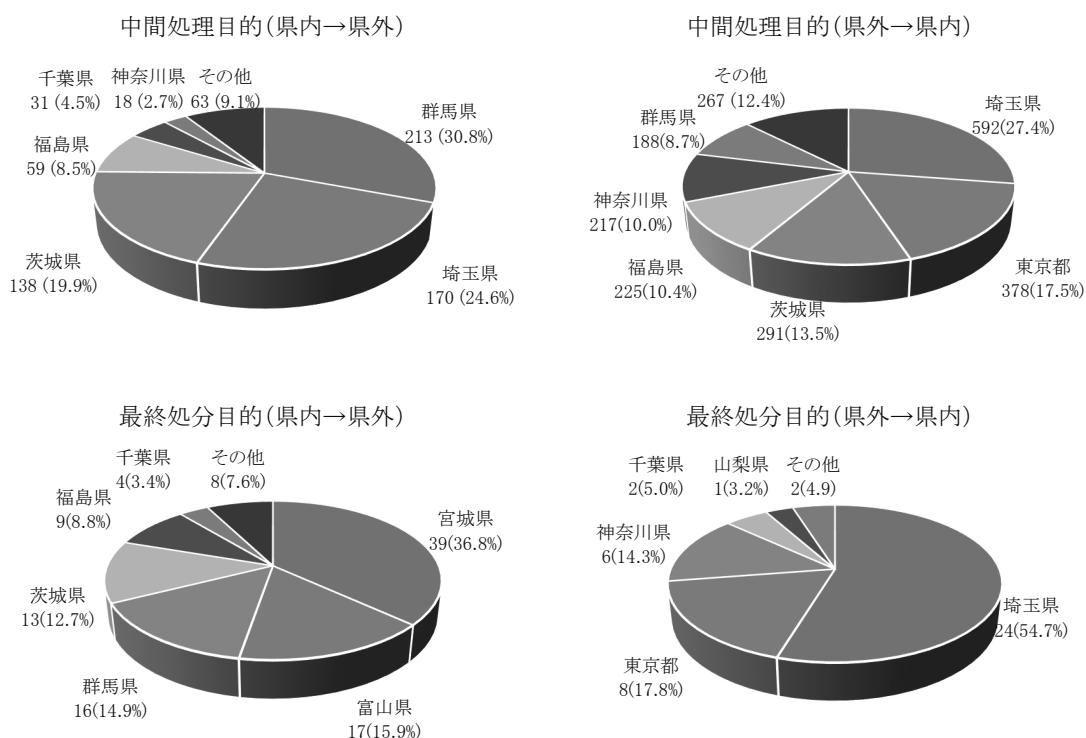
(注) 県外で排出された産業廃棄物を県内で中間処理した場合には、「県内排出」として計上している。

イ 産業廃棄物の広域移動の状況（平成 30（2018）年度）（表 20、図 22～23）

- 中間処理目的は県外搬出量より県内搬入量の方が多くなっている一方、最終処分目的は県内搬入量より県外搬出量の方が多くなっています。
- 搬入元の地域については、南関東が多く、中間処理目的のものでは搬入量全体の 54.9%、最終処分目的のものでは搬入量全体の 91.8%を占めています。
- 搬出先の地域については、中間処理目的のものでは群馬県、埼玉県及び茨城県の隣接 3 県で搬出量全体の 75.3%を占め、最終処分目的のものでは宮城県が搬出量全体の 36.8%で最も多くなっています。
- 県内搬入の品目別の状況については、中間処理目的のものではガラス陶磁器くず及びがれき類が搬入量全体の 54.0%、最終処分目的のものではがれき類及びガラス陶磁器くずが搬入量全体の 84.7%を占めています。
- 県外搬出の品目別の状況については、中間処理目的のものでは廃プラスチック類、汚泥、木くず及び動植物性残さで搬出量全体の 55.4%、最終処分目的のものでは汚泥及び廃プラスチック類で搬出量全体の 52.0%を占めています。

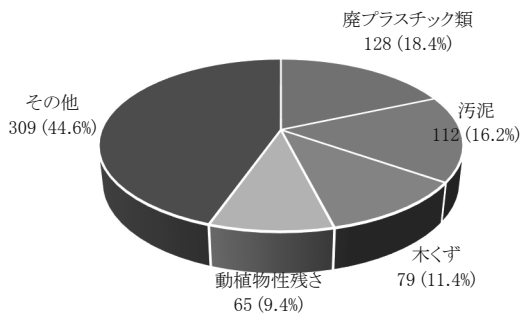
【表 20】 産業廃棄物収集運搬業者による運搬地域別の処理状況（平成 30（2018）年度）

	県内→県内〔千 t〕		県内→県外〔千 t〕		県外→県内〔千 t〕		合計〔千 t〕
		割合〔%〕		割合〔%〕		割合〔%〕	
中間処理目的	1,726	37.7	693	15.1	2,159	47.2	4,577
最終処分目的	40	21.3	105	55.9	43	22.9	188
合計	1,765	37.0	798	16.7	2,202	46.2	4,765

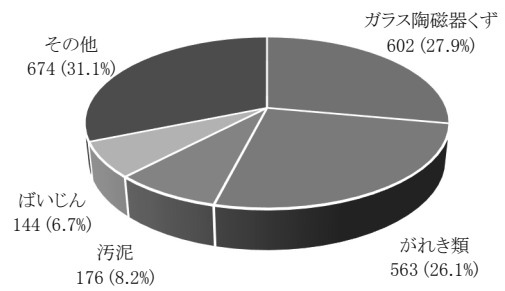


【図 22】 産業廃棄物収集運搬業者による都道府県別の処理状況（平成 30（2018）年度）〔単位：千 t〕

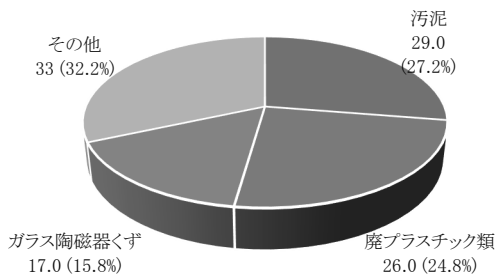
中間処理目的(県内→県外)



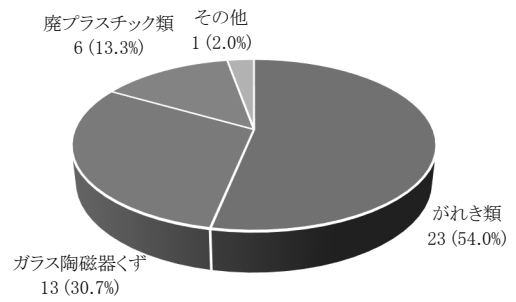
中間処理目的(県外→県内)



最終処分目的(県内→県外)



最終処分目的(県外→県内)

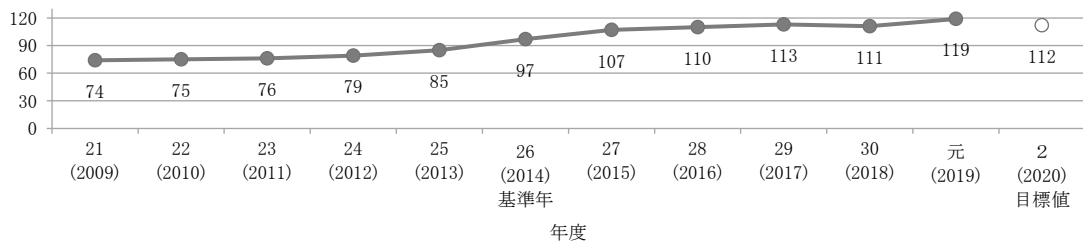


【図 23】 産業廃棄物収集運搬業者による品目別の処理状況 (平成 30 (2018) 年度) [単位 : 千 t]

3 共通

(1) 各種リサイクル法等の運用等 (図 24、表 21)

- 各種リサイクル法等に基づき、市町等及び関連事業者において、廃棄物の回収、引取り等が行われています。
- スーパーにおける店頭回収等の自主的な取組が広がりを見せています。
- 県では、栃木県リサイクル製品認定制度^{※27}に基づき「^わとちの環エコ製品」の認定を行っており、令和元（2019）年度時点で、溶融スラグ入りのコンクリート製品、食品残さ等を利用した堆肥等の 119 製品が認定されており、前計画の目標値（112 製品）を達成しています。
- 県では、令和 2（2020）年 4 月現在で、78 件のリサイクル施設が県内の産業団地等に立地しています。なお、立地件数については、前計画の基準年である平成 26（2014）年度（79 件）以降減少し、前計画の目標値（増加を目指す）は達成していません。



【図 24】「とちの環エコ製品」の認定件数の推移〔単位：件〕

【表 21】県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数（令和 2（2020）年 4 月現在）〔単位：件〕

廃棄物 処理法	容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	自動車 リサイクル法	小型家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	延べ施設数 (実施施設数)
95	3	2	8	2	0	110 (78)

(注1) 県内の産業団地及び工業専用地域におけるリサイクル施設の立地件数

(注2) 同一施設が複数のリサイクル法等に基づく許可等を有している場合がある。

コラム2 各種リサイクル法の取組～小型家電のリサイクル～

壊れたり古くなったりして使わなくなったデジタルカメラやゲーム機等の小型家電。皆さんは、どのように処分していますか？

これら小型家電には、金や鉄のほか、「レアメタル」といわれる希少な金属等が含まれます。国内で廃棄される小型家電は、年間推計で約 60～65 万トンあり、仮にその中に含まれる有用な金属などを全て回収、リサイクルすると、金額にして約 844 億円分にも上るといわれております。そのため、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」といわれているのです。

こうした都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するため、「小型家電リサイクル法」が平成 25（2013）年 4 月 1 日から施行され、各市町では、ステーションや公共施設等の「回収ボックス」等での回収を進めています。

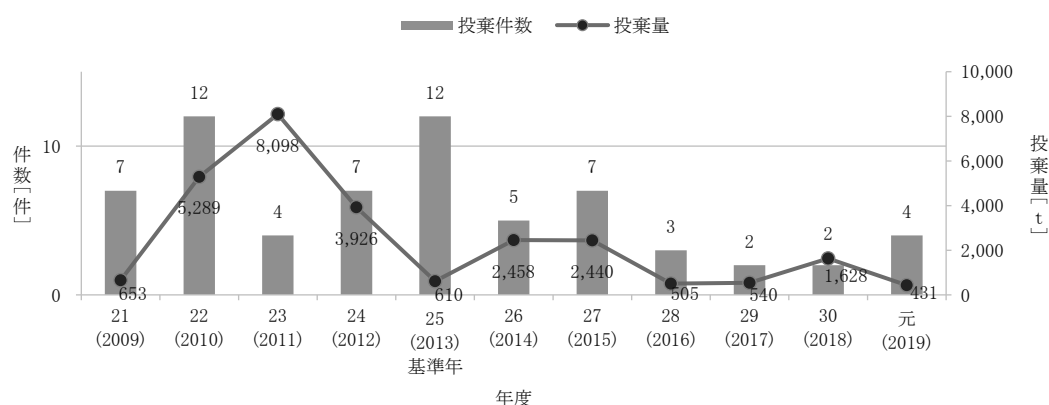
(回収方法等に関する詳しい情報は、お住まいの市町村におたずねください。)



政府広報オンライン
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/2.html>

(2) 県内における廃棄物の不適正処理等の状況 (図 25~27、表 22~23)

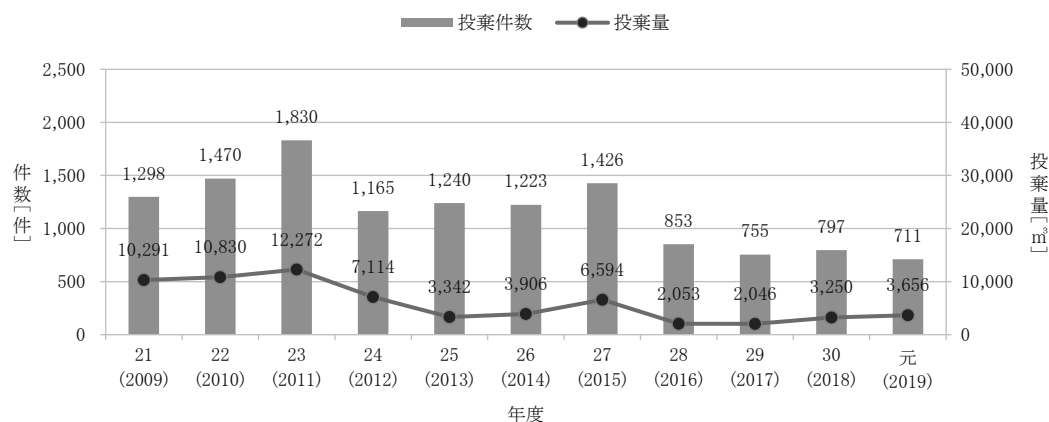
- 県内における新規 10t 以上の不法投棄の件数は、平成 25 (2013) 年度以降減少していますが、建設系廃棄物の占める割合は依然として高い状況です。
- 令和元 (2019) 年度の県内における新規 10t 以上の不法投棄の件数は 4 件であるものの、小規模な不法投棄、建設系廃棄物の不適正保管、排出者による委託基準違反等の不適正処理の事例は散見されます。
- 県内における不適正処理の事例に対しては、産業廃棄物処理業等に係る事業停止命令又は許可取消し、改善命令等を行っていますが、これらの監督処分件数は近年増加しています。



【図 25】県内における新規 10t 以上の不法投棄件数及び不法投棄量の推移

【表 22】県内における新規 10t 以上の内訳別の不法投棄件数の推移 [単位：件]

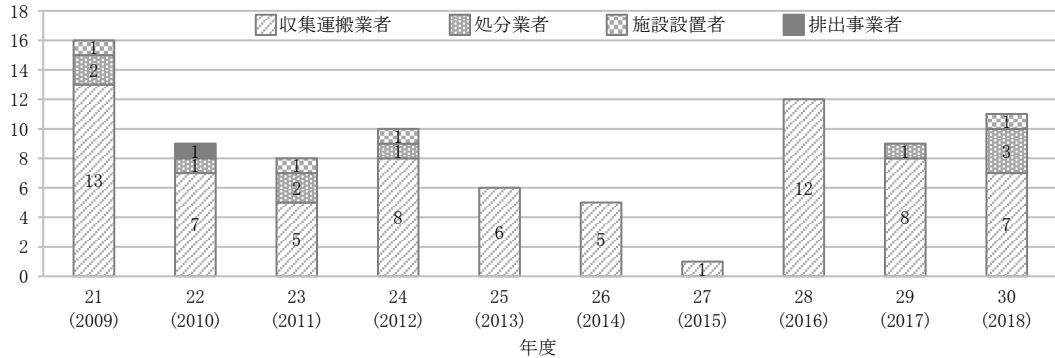
年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)
投棄件数	12	4	7	12	5	7	3	2	2	4
建設系廃棄物	8	4	7	11	4	5	3	2	2	3
その他廃棄物	4	0	0	1	1	2	0	0	0	1



【図 26】県内における不法投棄件数及び不法投棄量の推移

【表 23】 県内における種類別の不法投棄件数及び不法投棄量の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)
投棄件数〔件〕	1,470	1,830	1,165	1,240	1,223	1,426	853	755	797	711
一般廃棄物	1,300	1,709	1,070	1,115	1,128	1,331	744	692	730	565
産業廃棄物	170	121	95	125	95	95	109	63	67	146
投棄量〔m ³ 〕	10,830	12,272	7,114	3,342	3,906	6,594	2,053	2,046	3,250	3,656
一般廃棄物	3,371	2,866	1,812	1,778	1,743	4,228	1,002	1,196	1,336	956
産業廃棄物	7,459	9,406	5,302	1,564	2,163	2,366	1,051	850	1,914	2,700

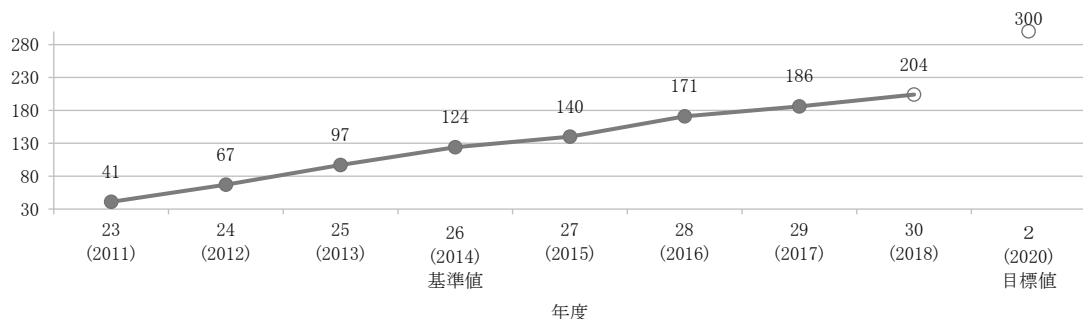


(注) 監督処分：産業廃棄物処理業等に係る事業停止命令及び許可取消、改善命令等

【図 27】 県内の産業廃棄物処理業者等に対する監督処分件数の推移 [単位：件]

(3) 廃棄物処理施設等を取り巻く環境 (図 28)

- 廃棄物処理施設の設置計画に対して周辺住民による反対運動が起きるなど、廃棄物処理施設に対する迷惑施設のイメージは払拭しきれていないのが実態であり、県では、廃棄物処理施設の見学会の開催、廃棄物処理施設の紹介動画の製作及び公開等の理解促進事業を実施しています。
- 平成 23 (2011) 年 4 月に優良産廃処理業者認定制度^{※37} が開始して以降、県内で優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数が増加しており、平成 30 (2018) 年度時点で、204 事業者が認定を受けていますが、前計画の目標値 (300 事業者) は達成していません。



【図 28】 県内で優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数の推移 [単位：事業者]

(4) 非常災害対策 (表 24)

- 近年、全国的に大規模災害が頻発しており、県内においても東日本大震災や平成 27 年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風により、多量の災害廃棄物が発生しました。
- 県では、過去の災害から得られた教訓を活かし、今後起こりうる大規模災害における災害廃棄物の処理について、平時に備える事項や災害時の対応を規定する「栃木県災害廃棄物処理計画」を平成 31 (2019) 年 3 月に策定しました。
- 災害時には、市町等及び関係団体との間で締結した災害廃棄物等の処理の応援体制に関する協定を活用し、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理に努めています。

【表 24】令和元年東日本台風により県内で発生した災害廃棄物の量 [単位 : t]

可燃物	量	木くず	タイヤ	家電	不燃物	
13,215 (21.7%)	2,315 (3.8%)	4,829 (7.9%)	196 (0.3%)	769 (1.3%)	4,002 (6.6%)	
金属くず	危険物・石膏ボード等	土砂混じりがれき	その他	農業系廃棄物	公費解体廃棄物	合計
994 (1.6%)	627 (1.0%)	10,192 (16.8%)	5,090 (8.4%)	7,813 (12.8%)	10,765 (17.7%)	60,806 (100.0%)

(注) 四捨五入した値のため、本表の合計値と各項目の値を足した値は一致しない。

コラム3 令和元年東日本台風における災害廃棄物の処理

令和元年東日本台風は、栃木県にも大きな被害をもたらし、県内では 6 万トンを超える災害廃棄物が発生しました。これは、県内で 1 年間に発生する一般廃棄物 (約 6.6 万トン) に近い数字です。

その処理には、応援協定を結ぶ県内の市町や関係団体が一丸となって取り組みました。国、他県等、あるいは多くのボランティアの支援も大きな力となりました。

災害廃棄物の場合にも、回収に当たっては、平時と同様にできるだけ分別を行う必要があります。分別することで、多様な処理方法が可能となり、結果的に迅速・適正な処理につながります。

この点、災害廃棄物を集積する「仮置場」は、分別収集の拠点となることから、設置場所や運営体制などについて、市町災害廃棄物処理計画などで事前に想定しておくことが重要となってきます。



栃木市内の仮置場の様子

(5) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- 平成 23 (2011) 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性セシウムを含む廃棄物が発生し、放射性セシウムの濃度が 8,000Bq/kg 超の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物として国が処理することとされています。
- 県内の指定廃棄物の保管量は福島県に次いで多く、県内 160 か所で分散保管されていますが、放射性物質に対する県民の不安等から、県内における長期管理施設の整備は進んでいない状況です。
- 放射性セシウムの濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、通常の廃棄物と同様に処理することができますが、一部では円滑に処理が進んでいない状況が見られます。

(6) ポリ塩化ビフェニル^{※36} 廃棄物の適正処理について (表 25)

- ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) は、燃えにくく、電気絶縁性に優れていることから、変圧器、コンデンサー及び蛍光灯安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されてきましたが、有害であることが判明し、現在は新たな製造は禁止されています。
- 平成 13 (2001) 年 6 月に制定された「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」では、PCB 廃棄物を保管する事業者に対して毎年の保管及び処分の状況の届出や適正な保管等を義務付けるとともに、令和 9 (2027) 年 3 月末までに全ての PCB 廃棄物の処理を完了させるとしています。
- 県では、同法に基づき、保管事業者への処分指導、潜在的な保有事業者への保有状況の確認及び普及啓発等を行っています。

【表 25】 県内の PCB 廃棄物保管状況 (届出に基づく) (平成 30 (2018) 年度末現在)

種類	単位	保管数量		
		高濃度 PCB廃棄物	低濃度 PCB廃棄物	合計
変圧器	台	5	1,188	1,193
コンデンサー(3kg 以上)	台	512	403	915
コンデンサー(3kg 未満)	台	7,497	1,211	8,708
柱上変圧器	台	0	4,396	4,396
安定器	台	12,240	0	12,240
PCBを含む油	kg	514	34,170	34,684
感圧複写紙	kg	0	375	375
ウエス	kg	105	9,365	9,470
OFケーブル	kg	0	0	0
汚泥	kg	2,132	110,194	112,326
塗膜	kg	0	9	9
その他機器等	台	1,055	457	1,512

(注1) ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合など、台数(個数)や重量で計上できないものについては、除外している。

(注2) 宇都宮市が所管する届出分も含む。